

日本 NPO 学会倫理細則

(目的)

第1条 本細則は、本会の会員の研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定める。

(公正と信頼の確保及び法令順守)

第2条 会員は、研究・教育を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、学問的信頼性を確保して、社会の信頼を損なわないよう努めねばならない。

2 会員は、国内の法令、本会の会則、細則等各種規定を順守しなければならない。

(研究・教育活動の倫理的妥当性)

第3条 会員は、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。

2 研究調査においては、調査対象者の人権やプライバシー等に十分に配慮し、かつ研究の公益性と研究者の社会的責任に自覚的でなければならない。

(プライバシー・個人情報の保護と人権の尊重)

第4条 会員は、調査を実施するにあたって、また調査に関する教育を行うにあたって、調査対象者のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。

2 会員は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令にもとづき適正な取り扱いを行わなければならない。

(差別の禁止)

第5条 会員は、年齢、性別や性的指向、宗教や民族的背景、国籍、障がいの有無、家族状況、職業、地位などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第6条 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。

2 本会に、ハラスメントを受けた会員等が、苦情を申し立て、相談することのできる相談員を置く。

3 本会に、相談員が受け付けた苦情や相談について報告を受け、ハラスメントについての相談と被害者の救済の方策などを所掌する「ハラスメント対策委員会(以下、「委員会」という。)」を設置する。

4 第1項に定めるハラスメントの定義、第2項に定める相談員及び前項に定める委員会の業務等の詳細に関しては、別途「ハラスメント対策実施規程」に定めるものとする。

(研究資金の適正な取扱い)

第7条 会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

(不正行為の禁止)

第8条 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。

2 会員は、剽窃・盗用や二重投稿、データの捏造、改ざんをしてはならない。

(懲戒)

第9条 本規程に違反した会員について、理事会は、会則第9条及び同条に基づく「会員の懲戒に関する細則」により懲戒の対象とすることができる。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1 この規程は2020年6月2日から施行する。

日本 NPO 学会ハラスメント対策実施規程

(目的)

第1条

本規程は、本会の倫理細則第6条第4項に基づき、会員及び本会の業務に従事する者（以下「会員等」という。）に係るハラスメントの防止及び発生時の対応など必要な対策（以下「ハラスメント対策」という。）の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条

本規程中の用語の定義は次のとおりとする。

(1) ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等ハラスメントに当たる行為の総称をいう。

(2) セクシャル・ハラスメント

相手に対する身体的な接触、性的暴力あるいは性的ジョークなど性的な言動により、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること、あるいは、性的な関係を強要し、それを拒否した相手に対し減給、降格などの不利益を負わせたりすることにより、研究環境や職場環境を悪化させることをいう。

(3) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

本会の役員（理事、監事）、会長、副会長、事務局長、委員会の委員及び委員長等の役職や、所属機関における役職、大学院の指導教員など優越的な地位や継続的な関係を利用して、これに抗し難い地位にある相手に対し、嫌がらせ行為や迷惑行為など相手の意に反する不当な言動によって、相手の人格を傷つけたり、研究活動などに不利益を与えたりすることをいう。

(4) モラル・ハラスメント

本会の事業や活動において、言葉や態度、身振りや文書、SNS上の発信などによって、相手の人格や尊厳を傷つけたり、身体的・精神的に傷を負わせて、その相手が本会や本会の設けた職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだりすることにより、研究環境や職場環境を悪化させることをいう。

(5) 優越的な地位

前掲(3)における「優越的な地位」は、例示した職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識、経験などの様々な関係上の優越的な地位を含む。

(6) ハラスメントの防止及び発生時の対応（ハラスメント対策）

ハラスメントが行なわれることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消することをいう。

(適用)

第3条

本規程におけるハラスメントを防止されるべき者は、本会の会員等とし、本会会員からハラスメントを受けたすべての人を含む。

2 前項にいう会員等には、役員、会員のほか、常設委員会又は特設委員会により特定

の呼称を設けて継続的にその所掌業務の執行に当たる非会員、事務局職員、研究大会や研究会、セミナー等の事業の実施に携わるアルバイト等、本会における職制、身分、性別を問わず、本会の業務に従事する全ての者に適用する。

- 3 ハラスメント行為者が本会の会員であるときは、本会が適切な措置を講じる。また、ハラスメント行為者が本会以外の者であるときは、本会は、その者が所属する団体あるいは組織などに対し、必要な措置をとることを求める。

(相談員による相談対応)

第4条

本会に、会員等に係るハラスメントに関する相談と苦情（以下「相談等」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 会長は、正会員から、ジェンダー等に配慮して2名以上4名以内の相談員候補者を、理事会の議を経て選任し、相談員として委嘱する。
なお、会長は、相談員の選任について総会で報告する。
- 3 会長は、相談員を選任次第、すべての相談員の氏名、連絡先を、本会のウェブサイトに公開する。
- 4 相談者は、前項により公開された相談員から、対応を希望する相談員を1名選択し、その連絡先に対し、電子メールにより直接行うものとする。
- 5 相談員は、ハラスメントの防止、制止もしくは問題解決のため、相談等に対し迅速かつ適切に対応するものとする。
- 6 相談員による相談の方法は、相談者のプライバシーを守る措置を講じた上で、電話、電子メール、書面もしくは対面等によるものとする。
- 7 相談員は、相談の日時、相談者、内容等を所定の相談シート（様式第1号）に記録しなければならない。
- 8 相談員は、前項に定める相談シートなど相談等の記録及び資料（以下「相談シート等」という。）の原本を任期中保管しなければならない。相談員を退任する際は、相談シート等を後任者に引き継がなければならない。

(ハラスメント対策委員会)

第5条

本会に「ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。）」を設置する。

- 2 委員会の設置は、委員会細則第5条に定める特設委員会の定めによるものとする。
- 3 委員会の所掌業務は、次のとおりとする。
 - (1) ハラスメントについての相談等の内容について相談員から報告を受け、相談等の状況を継続的に把握することにより、本会のハラスメント対策について必要な審議を行い、会長に随時報告を行うこと
 - (2) 個別のハラスメント事案について、懲戒細則に定める手続きへの移行等必要な被害者救済方策を作成し、会長に報告を行うこと
 - (3) ハラスメントの予防、解決に向けた周知、啓発に関する事項

(委員会の委員及び委員長の選任等)

第6条

委員会は次の委員5名をもって構成するものとする。

- (1) 理事1名(以下「理事委員」という。)
 - (2) 正会員2名(以下「正会員委員」という。)
 - (3) 専門委員1名ないし2名
- 2 理事委員及び正会員委員は、委員会設置に際して、会長が理事及び正会員の中から候補者を選任し、理事会の承認を得て委員として委嘱する。
- なお、正会員委員は、ジェンダー等に配慮して候補者を選任するものとする。
- 3 専門委員は、委員会が相談員から報告を受けた相談等のうち、問題解決のために委員会の審議に付し被害者救済策を作成、報告する必要があると認めた場合、委員会が当該案件の内容に応じて、学会外部から候補者を推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員会設置当初の委員会の委員長及び副委員長は、理事委員及び正会員委員の互選により選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員長が事故等により任務を行えない場合、副委員長が代行する。
- 5 委員会設置当初の委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) 理事委員の任期は、理事の任期による。
 - (2) 正会員の委員の任期は、3年を限度として定める委員会の設置期間と同じ期間とする。なお、当初の委員会設置期間以降、委員会細則に基づき、委員会を1年単位で存置した場合、会長は、正会員の中から新たに候補者を選任し、理事会の承認を得て委員として委嘱する。
 - (3) 専門委員の任期は、選任される契機となった相談等の事案について、第5条第3項第1号に定める調査及び同第2号に定める被害者救済方策をとりまとめ、会長に報告するまでの間とする。
 - (4) 理事委員及び正会員の委員は、1回に限り再任を妨げないものとする。ただし、後任の委員が選出されるまでの間は、引き続きその任に当たるものとする。
- 6 前項までに定めるほか、委員会の委員及び委員長の選任等については、委員会細則第7条(特設委員会の委員及び委員長の選任等)第2項に定める同第6条の常設委員会に係る規定のうち第9項及び第13項に限り準用するものとする。
- 7 委員会が、相談員から相談等について報告を受けた時点において、当該相談等におけるハラスメント行為者またはその関係者が委員会の委員であることが判明した場合、委員長は、当該案件に関してその委員の活動を直ちに停止させ、当該案件の審議等から除斥するものとする。
- 会長は、当該案件について除斥した委員に代わる委員候補者を速やかに選任し、理事会の承認を得て当該案件に限り委員として委嘱するものとする。

(委員会の対応)

第7条

相談員は、第4条により対応した相談等について、原則として初回の相談等を終え

た後、その結果を直ちに委員会に対し書面により報告する。但し、相談者が委員会に対しての相談内容の報告までを希望しない場合は、相談等のあった日時と相談者（匿名希望のときはその旨）、ハラスメントの種別など相談案件を特定できる項目を委員会に報告するものとする。

- 2 委員長は、相談員の報告を受けたとき、速やかに委員会を開催し、委員会は、次の各号に掲げる項目について、公正中立な立場で検討、審議する。
 - (1) 相談員から報告を受けた相談等の状況を踏まえ、本会としてとるべきハラスメント対策について必要な審議を行い、会長に随時報告を行うこと
 - (2) 相談員から報告を受けた個別のハラスメント事案について、ハラスメント行為者名の公表及び懲戒細則に定める手続きへの移行等を含む必要な被害者救済の方策を作成し、会長に報告を行うこと
- 3 委員会がハラスメントの防止、制止もしくは問題解決のため、必要と考えられる対策について検討、審議するに際しては、委員長は、必要に応じて、委員会の承諾を得て、相談員の委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会の検討、審議に際し、委員長は、必要に応じて、委員会の承諾を得て、本会外の専門家・有識者に対する協力依頼を行うとともに、専門機関の積極的な活用も考慮するものとする。
- 5 委員会は、審議の内容、結果及び必要と考えられる対策について、速やかに会長に対して文書により報告する。

(ハラスメント対策の決定と実施)

第8条

会長は、委員会の報告を受けたときは、速やかに理事会に報告のうえ、ハラスメント行為者名の公表及び懲戒細則に定める手続きへの移行等を含む必要な対策を決定する。

- 2 会長は、前項で決定した対策を相談者に告知したうえで、会員に周知し、速やかに実施する。その際、相談者や被害者等関係者のプライバシーの尊重と秘密厳守に特に配慮する。
- 3 前項の対策の実施に伴い、相談者や被害者等関係者が、学会活動や学会業務の執行を脅かされる緊急の案件が発生した場合、その案件の内容に応じて、理事会あるいは委員会等において、その対処を迅速、適切に進める。

(相談者等に対する不利益な取り扱いの禁止)

第9条

会員等及び本会の機関は、ハラスメントに関して相談したり、事実関係の確認に協力したりすることなどを理由として、相談者、協力者等に対して不利益な扱いをしてはならない

(人権尊重及び守秘義務)

第10条 ハラスメントに関する相談、調査等に関わったすべての者は、相談者をはじめ相談等案件の関係者の名誉およびプライバシーなど、人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 相談員及び委員会委員は、その就任に当たり、人権尊重及び守秘義務について、会長に対し誓約書を提出しなければならない。

3 本会のハラスメント対策に係る文書等については、学会事務局において次のとおり保存する。

(1) 相談員及び委員会委員の誓約書
永年保存とする。

(2) 個別の相談事案に係る委員会の報告書等、本会のハラスメント対策に関わるその他の文書
相談終了後、あるいは委員会の審議終了、報告後10年間保存する。

4 前項の保存期間が終了した文書等は、会長が承認の上、学会事務局において完全に抹消廃棄する。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、2020年6月2日から施行する。

様式第1号

ハラスメントに関する相談シート

日本 NPO 学会

項目	記入欄	備考(相談員記入欄)
相談受付日	年 月 日 (曜)	・相談員の受付日
対応相談員氏名		
相談者氏名		・聴取しえた相談者の属性
匿名希望の有無	希望する ・ 希望しない ※個別の希望内容あれば付記：	※匿名の範囲について希望がある場合はそれも付記(相談員には頭名でもよいが委員会など学会の機関には匿名希望、等)
同 会員資格	1 正会員 (一般) 2 正会員 (院生・学生) 3 団体会員に所属する職員等 4 非会員	
同 連絡先	住所： 〒 電話： E-mail：	
同 所属先	機関・団体名 () 所在地： 〒 電話： E-mail：	
ハラスメントの種類 (○印、複数可)	1 セクシャル・ハラスメント 2 アカデミック・ハラスメント 3 パワー・ハラスメント 4 モラル・ハラスメント 5 その他のハラスメント ()	

相談内容		
------	--	--

ハラスメント対策 委員会あて報告	年 月 日 報告	委員長受理印
---------------------	----------	--------